平成２７年３月２２日策定

一般社団法人日本ゴールボール協会

役員及び会員懲戒等に関する規程

(目的)

第１条　この規程は、一般社団法人日本ゴールボール協会役員の行動規範及び一般社団法人日本ゴールボール協会選手・スタッフ・会員に対し、各種規定に基づき懲戒などに関する事項を定める。

（懲戒）

第２条　役員及び会員が、次の各号の一つに該当する場合は、懲戒を行う。

（１）役員行動規範及び選手・スタッフ行動規範にしばしば違反したとき、又はその違反が重大な場合

（２）故意又は重大な過失により協会に損害を与えた場合

（３）職務上の怠慢によって災害事故を起こした場合

（懲戒の種類・程度）

第３条　前条の規定による懲戒はその情状により次の区分に従って行う。

（１）訓戒　説諭し、将来を戒める。

（２）戒告　始末書をとり、将来を戒める。

（３）懲戒解雇　予告期間を設けることなく、即時解雇する。

２　前項の懲戒の他、役員が協会に損害を及ぼした時は、その損害を賠償させることがある。

（解雇）

第４条　役員が、次の各号の一つに該当する場合は、解雇することができる。

（１）役務の都合により、事業の縮小若しくは転換をする場合、担当業務の継続が不可能又は不必要となり、他の職務に転換させることも困難なとき

（２）本人の身体若しくは精神の虚弱又は障害等によって、医師の診断に基づき役務に耐えられないと認められるとき

（３）役務が著しく不良で、かつ早期に改善の見込みがないと認められるとき

（４）役務遂行能力が劣り、一定期間の改善指導を行っても役務遂行上必要な水準まで上達する見込みがないと認められるとき

（５）本人より提出された履歴書等の各書類に虚偽の事実があった場合

（６）罰金刑を超える罪に当たる行為をなしたとき、又は同行為につき刑の宣告を受けたとき

（７）本規則又は協会の定める諸規程・通達・決定事項の定めに違反したとき

（８）前各号の他、解雇に相当する合理的事由があるとき

（意見聴取・通知）

第５条　懲戒の処分に対して当該者に弁明及び意見聴取をおこなう。

（２）処分内容についてはコンプライアンス委員会が対象行為における見解をまとめて理事会に報告する。

（３）理事会の決議をもって書面にて当該者に通知し、処分の種類、理由を明記する。

（異議の申出）

第６条　懲戒の処分に対し、不服申出ができる。

処分決定日より１０日以内に異議申出書を作成し、弁明の機会を与えること。

（２）ただし、スポーツ仲裁利用の自動応諾条項を制限するものではない。

（第三者委員会の設置）

第７条　協会は、必要に応じて第三者委員を招集し、弁護士及び学識経験者による中立的判断を仰ぐことができる。

附則

この規程は、平成２７年３月２２日から施行する。

２．令和２年８月２日　改定

３．令和４年７月１１日　改定

４．令和４年９月１０日　改定